消費者啓発参考情報「くらしの１１０番」トラブル情報

心当たりのない海外からの郵便物・小包に注意！

【事例１】
昨日、海外からの荷物が国際郵便でポストに投函されていた。全く心当たりがないので開封していない。表書きには中国語、英語の表記があり、宛て名の住所・氏名・電話番号は私宛てになっている。ネット通販を利用した覚えもない。連絡して返品すべきか対処法を知りたい。

【事例2】
中国からの郵便物が夫宛てに届いた。中身はスマートフォンのケースであったが、夫は注文した覚えがないという。ネット通販を利用している息子にも確認したが、海外から荷物が届くことはないと言われた。どのように対処したらよいか。

海外から届いた荷物に心当たりがない場合、ネガティブオプション（送り付け商法）である可能性と、自分や家族が利用したネット通販や懸賞品、知り合いからのプレゼントが海外から発送されたことが考えられます。

【消費者へのアドバイス】
① 注文した覚えや心当たりのない荷物が届いた場合は、送付票の「ご依頼主」に記載の事業者名称、所在地及び電話番号と配送伝票番号を記録し、受け取り拒否をしてください。配送時に代金を支払ってしまったり、受領印を押してしまうと受け取り拒否はできませんが、ポストに投函されていた荷物は未開封であれば受け取り拒否が可能です。
② 受け取ってしまっても、ネガティブオプションなど注文していない商品であれば、原則2週間保管した後、自由に処分することができますが、不安な場合は消費生活センターに早めに相談しましょう。
③ 届いた品物がブランド品のニセ物と疑われる場合、海外に送り返すと関税法違反になることがありますので注意が必要です。
④ 国内のネット通販利用やカタログで注文した商品でも、海外から配送されて届くことがあります。配送予定の品物については、家族や同居する人同士で情報を共有しておきましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等に御相談ください。
消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「１８８」にお掛けください。